

税源移譲時の年度間の所得変動に係る減額措置

地方分権を積極的に進めていく「三位一体改革」の一環として国税の所得税から地方税の住民税（道町民税）へ総額およそ3兆円の税源移譲が行われました。

この税源移譲によって、多くの納税者の方は、平成19年度の住民税（道町民税）額は増加していますが、所得税率が引き下げられたことから、平成19年分の所得税が減少するため、所得が変わらなければ原則税負担の総額は変わりません。

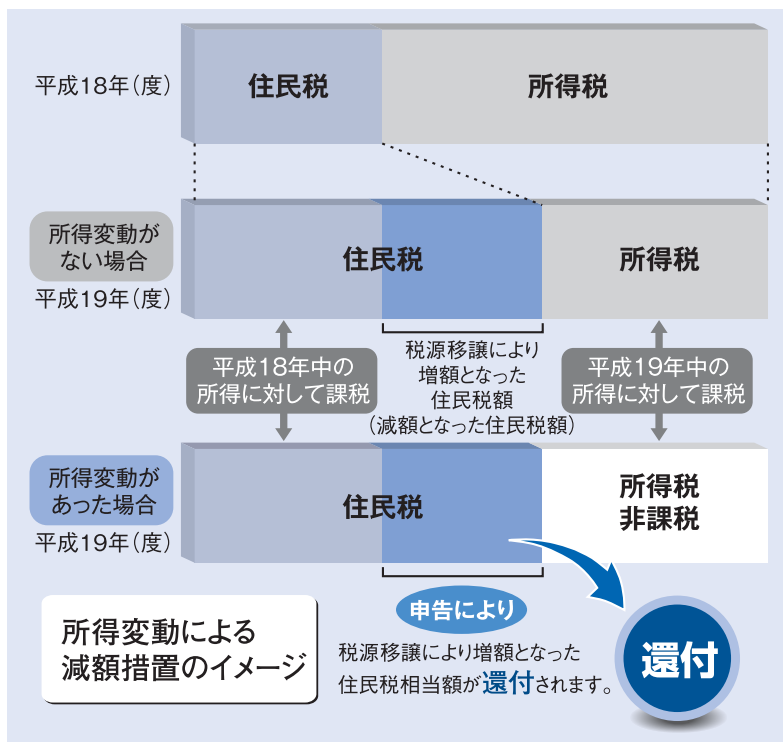
しかしながら、平成19年分の所得税は、平成19年分の収入を基に課税し、平成19年度分の住民税（道町民税）は、平成18年中の収入を基に課税するため、平成18年中には所得税が発生する収入のあった方が、退職などの理由により、平成19年中の収入が大きく下がり、所得税がかからなくなってしまう場合、税源移

譲による所得税の負担減の恩恵が受けられないため、住民税（道町民税）額が上がった分だけ税負担が増加する事になります。

そこで、このような所得の変動に伴う負担増を調整するため、平成19年分の収入に対して、所得税がかからなくなった方

のうち、一定の条件を満たす方については、平成19年度の住民税（道町民税）額を改正前の税率により計算した税額まで減額する経過措置が創設されました。

なお、この措置は平成19年度分の住民税（道町民税）のみ適用となります。



① 対象者

次の両方の条件を満たす方

・条件その1

平成19年度 住民税の課税所得金額 (申告分離課税分を除く)

<

平成18年分所得税と 平成19年度 住民税の人的控除の差の合計額

・条件その2

平成20年度 住民税の課税所得金額 (申告分離課税分を含む)

≥

平成19年分所得税と 平成20年度 住民税の人的控除の差の合計額

※生命保険料控除や寄付金控除などの人的控除以外の控除額が増加したり、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった方は対象外となります。

※平成19年中に亡くなら